

三浦市携帯電話等基地局の設置 に関する指導要綱について

平成26年4月1日施行

三浦市内で、携帯電話等基地局を設置する場合には、

- ① 【確認申請等の30日前までに】届出
- ② 現地への表示板の設置
- ③ 住民説明の実施と報告

をお願いします。

三浦市 都市環境部 都市計画課

平成26年2月

1 要綱制定の背景

携帯電話等の普及や通信技術の発展に伴い、携帯電話等通信会社の皆様による携帯電話等基地局の設置が進んでおり、今後も設置数の増加が予想されます。

一方で、携帯電話等基地局の設置に対しては、電磁波による健康への影響や日照、風害、景観等に関する影響を懸念する声が、本市においても挙がっています。

電磁波による健康への影響については、国や国際機関による調査研究等では、電磁波により健康への影響があるとは結論づけられていないものの、電磁波過敏症といった症状も認知されつつあるところ です。

また、日照、風害に関しても、通信用鉄塔等を設置する場合、特に本市においては周辺が農地に囲まれている台地や、住宅地に近接する山林等に設置されることが想定され、今後、近隣住民等の皆様との間でトラブルが生じるおそれがあります。

なお、携帯電話等通信会社の皆様それぞれの自主規程に基づく住民説明が実施されているところ です。

2 要綱の基本的な考え方

以上を踏まえて、市内における携帯電話等基地局の設置に当たり、携帯電話等通信会社の皆様からのご協力を引続きいただくとともに、現地での表示板の設置や住民説明の実施によって事前の周知を図るための手続を制度化することにより、携帯電話等基地局の設置に係る紛争を未然に防止し、市民の生活環境の保全を図ることを目的として、要綱を定めることとしました。

なお、本要綱は、携帯電話等基地局から発せられる電磁波そのものへの規制や、基地局の高さ・形態等の制限、また、行政処分や罰則、勧告等を行うものではありません。

3 要綱の対象となるもの

携帯電話、PHS 等の基地局で、建築基準法に基づく確認申請を要するもの（高さが 15m を超えるもの）が対象となります。

★要綱の対象とならない携帯電話等基地局の例は、次のとおりです。

◎アンテナのみを増設、又は交換する場合

◎鉄塔を立てるのではなく、ビルの屋上や屋内に基地局を設置する場合

- ・ 確認申請が不要な工事は、本要綱の手続の対象にはなりません。

★要綱の対象とならない規模(高さ 15m 以下)の携帯電話等基地局についても、携帯電話等通信会社の皆様それぞれの自主規程等に基づき、住民説明の実施を確実に履行していただき、近隣住民等の皆様と設置に係るトラブルや紛争が生じないように、努めていただきますようご協力をお願いいたします。

4 手続の内容

要綱で定めている手続は、次の 3 点です。

- ① 確認申請等の 30 日前までに、市に設置計画を届け出ること。
- ② 届出の前に、現地に表示板を設置すること。
- ③ 基地局の近隣住民等に対する説明を行い、市に実施状況を報告すること。

★「確認申請等」には、風致地区内行為許可申請や近郊緑地保全区域内届出など、他法令に基づく許認可申請を含みます。

★住民説明の対象範囲は、携帯電話等基地局のアンテナの中心から水平距離で、地盤面から当該基地局のアンテナの上端までの高さの 2 倍の距離の範囲内に①住所を有する者、②事業を営む者、③土地を所有する者、④建築物を所有する者、⑤その他利害関係者で市長が特に認めるものです。

★住民説明の実施方法は、①説明会、②個別訪問、③郵送、④投函など、近隣住民等の皆様が計画の概要を把握できるものとしてください。

★また、③や④で説明する場合には、郵送又は投函の日の翌週の同曜日を目安に意見提出の期限を切るなどして、確実な意見聴取に努めてください。

5 手続の詳細について

(1) 手続の流れ

① 窓口等での事前相談

- ・ 要綱の内容の把握、土地利用規制状況の確認など

② 設置計画の立案・住民説明対象範囲の把握

- ・ 要綱の手続に向けた準備

③ 表示板の設置

- ・ 第 2 号様式により、計画地に設置。表示板は、工事完了後に撤去してください。

④ 携帯電話等基地局設置届出書の提出

- ・ 第 1 号様式により、添付図書とともに 1 部提出

⑤ 住民説明の実施

- ・ 前のページにある「4 手続の内容」を参照の上、実施してください。

⑥ 説明会等実施報告書の提出

- ・ 第 3 号様式により、説明実施後概ね 1 週間以内に、添付図書とともに 1 部提出

⑦ 建築計画届出書の提出

- ・ 三浦市まちづくり条例施行規則第 39 号様式により、添付図書とともに 1 部提出

⑧ 建築基準法に基づく確認申請等

- ・ 三浦市を経由して、県土木又は指定確認検査機関へ申請
- ・ 経由は、建築計画届出書の提出と同時も可能です。

⑨ 工事着手

確認申請等の
30 日前までに

★計画を変更する場合の手続については、次のとおりです。

1 手続の途中で変更が生じた場合

① 住民説明による意見を受けて変更する場合

- ・ 説明会等実施報告書により、報告してください。
- ・ 変更後の計画により、建築計画届出書の提出及び確認申請等を行ってください。

② 上記以外(事業者の都合により変更する場合など)

- ・ 携帯電話等基地局設置計画変更届出書(第 4 号様式)により、変更後の計画を提出してください。
- ・ 内容によっては、設置済みの表示板の内容の変更、住民説明の再度の実施が必要となりますので、あらかじめ都市計画課にご連絡ください。

2 (確認申請の時点等)手続が終了した後に変更が生じた場合

- ・ 上記 1 の②と同様です。

★計画を廃止する場合は、携帯電話等基地局設置計画廃止届出書(第 5 号様式)を提出してください。

(2) 様式及び添付図書について

手続に必要な様式は、三浦市ホームページ (<http://www.city.miura.kanagawa.jp/>) 内の「事業者向け⇒まちづくり⇒携帯電話等基地局の設置について」からダウンロードできます。

ア 提出書類の部数は、1部です。

イ 添付図書は、次の「(3) 添付図書」のとおりです。

(3) 添付図書

様式名称	添付図書の名称	内容
携帯電話等基地局 設置計画届出書 (第1号様式)	位置図	周囲の状況がわかる縮尺2,500分の1以上の図面に携帯電話等基地局の敷地、設置位置を明示したもの
	配置図	縮尺200分の1以上
	立面図又は構造図	縮尺200分の1以上、地盤面からアンテナ上端までの高さを明示したもの
	近隣住民等の範囲を示す図書	縮尺2,500分の1以上の図面に携帯電話等基地局の設置位置、範囲を明示したもの (※位置図と兼ねることができます。)
	表示板設置状況写真	近景及び遠景 近景にあつては、記載事項が確認できるもの
	その他	代理人に手続を委任する場合、委任状 敷地が他人の所有にかかわる場合、土地使用承諾書など
携帯電話等基地局 設置計画表示板 (第2号様式)	—	A2 サイズ程度の大きさの表示板を現地に設置する。
説明会等実施報告書 (第3号様式)	配布資料	説明に用いた資料一式
携帯電話等基地局 設置計画変更届出書 (第4号様式)	第1号様式に添付した図書のうち、変更に係る図書	変更前及び変更後の内容がわかるもの
携帯電話等基地局 設置計画廃止届出書 (第5号様式)	なし	—

お問合せ先

三浦市 都市環境部 都市計画課

〒238-0298

三浦市城山町1番1号

電話番号:046-882-1111 (代表) 内線 272~274

FAX番号:046-882-1161

e-mail :toshi0101@city.miura.kanagawa.jp